

新型コロナウイルス感染症にかかる

市独自制度

湖南省子ども未来助成金【申請必要】

国の特別定額給付金の基準日を過ぎて出生し、給付金の対象とならない子どもを持つ子育て世帯を支援するための助成金です。

■対象 次の①と②の両方を満たしている保護者
 ①令和2年4月28日～12月31日までに生まれ、湖南省に住民登録された子どもがいる
 ②令和2年4月27日(特別定額給付金基準日)時点で湖南省に住民登録があり、申請日まで引き続き湖南省に住所がある

※保護者の所得制限はありません。
 ※公務員も対象です。

■支給額 子ども1人につき10万円
 ■申請期限 令和3年2月10日(水)当日消印有効

子ども政策課
 ☎69・6123

事業者の皆さんへ

市独自制度

臨時給付金(商工会非会員向け)

感染拡大防止の取組を推進するとともに、ポストコロナ社会において分断された経済をリスタートできるよう事業者を応援し、地域内経済の循環と活性化をめざすため、市内事業者に対して給付金を支給します。

■給付額 10万円(飲食業・旅行業については15万円)
 ■申込締切 9月24日(木)
 詳しくはホームページをご覧ください。

湖南省新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金コールセンター
 ※受付時間 午前9時～午後4時
 ☎080・3830・2157

国

家賃支援給付金

5月の緊急事態宣言の延長などにより、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金を支給します。

家賃支援給付金コールセンター
 ☎0120・653・930

市独自制度

市ホームページの広告枠無料提供

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、営業自粛や縮小などをしてきた市内の飲食店および旅行会社の活動を支援します。

■対象 市内の飲食店および旅行会社
 ■広告掲載料 無料(12月末までの期間限定)
 ※申込方法や詳細は市ホームページをご覧ください。

秘書広報課
 ☎71・2300

そのほかの情報は、市ホームページをご覧ください。

特別定額給付金の申請はお済みですか？
湖南省の申請期限は8月6日(木)まで
 (郵送の場合当日消印有効、申請期限は市区町村により異なります)

☎市コールセンター(8月6日(木)まで) ☎090・6754・8380
 ※平日のみ 午前9時～午後5時
 総務課(東庁舎)(8月7日(金)以降) ☎71・2357 ☎72・3390
 総務省コールセンター ☎0120・260020

まもなく申請期間が終了となります。申請が済んでいない人は至急申請してください。

- 申請内容に不備のある人は市から電話連絡します。
- 申請時に指定いただいた金融機関口座に順次給付金を振り込みます。
- 通帳には「コナンシトクベツテイガクキューフキン」と記帳されます。
- オンライン申請は受付終了しました。

給付金のサギにご注意ください!
 市役所や総務省などの行政機関が「ATMの操作」や「手数料の振込み」、「メールでの申請手続」をお願いすることは絶対にありません。

国民健康保険税の減免の決定通知を送付します

☎税務課(東庁舎) ☎71・2319 ☎72・2460

新型コロナウイルス感染症にかかる市独自の支援制度として、国民健康保険税の1期(6月)と2期(7月)を減免しました。減免後の決定通知を送付します。令和2年度の国民健康保険税の納付は8月から始まります。

※年金から引き去りの人は6月分を還付します。7月下旬に送付した口座振込申出書に還付先口座を記入して返送ください。8月下旬から順次還付します。

主な支援のお知らせ

市民の皆さんへ

子育て世帯への臨時特別給付金【公務員は申請が必要】

対象者には6月9日に児童手当の支給口座へ振り込んでいます(公務員は申請があった人から順に振り込んでいます)。

市独自制度

未就学児生活支援助成金【一部申請必要】

新型コロナウイルス感染症のため、自宅での生活を余儀なくされた未就学児を養育する世帯の生活を支援するための助成金です。対象者には案内ハガキを送付しています。

■対象 平成26年4月2日～令和2年4月1日に生まれた児童
 ※保護者の所得制限はありません。
 ※公務員も対象です。

■支給額 子ども1人につき1万円
 ■支給日 8月7日(金)
 ■申請手続
 ・現在市から児童手当・特例給付を受給されている人は申請不要です。
 ・公務員は「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」の申請書を提出した人は手続不要です。申請時に記入していただいた口座へ振り込みます。
 ※単身赴任などで市から児童手当を支給していない場合でも、子どもが市内に住所がある人は対象です。その場合、振込口座などの確認で申請が必要となるため、対象者には別途案内を送付します。対象と思われる人で通知が届いていない場合は☎へお問い合わせください。

子ども政策課
 ☎69・6123

国

ひとり親世帯への臨時特別給付金【一部申請必要】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けたひとり親世帯を支援するための助成金です。

■対象 次の①から③のいずれかに当てはまる人
 ①児童扶養手当受給者で、令和2年6月分の支給対象となっている **追加給付有**
 ②公的年金等を受給していることを理由に、児童扶養手当を申請していない、もしくは令和2年6月分の児童扶養手当が全額停止となっている **追加給付有**
 ③新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になっている

■支給額 1世帯5万円(第2子以降は1人につき3万円加算)
追加給付有の対象に当てはまる人のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している人には1世帯5万円の追加給付を行います。

■申請手続
 ・児童扶養手当を受けている人
 追加給付のみ申請が必要です。8月の現況届時に案内します。
 ・児童扶養手当を受けていない人
 申請が必要です。収入額などの審査をします。提出する書類など詳しくは市ホームページをご覧ください。

■申請期限 令和3年2月26日(金)